

「朱鷺夕映え市」フリーマーケット出店募集要項

No.	項 目	内 容
1	名 称	朱鷺夕映え市 フリーマーケット
2	主 催	新穂商工会
3	日 時	令和元年10月13日(日) 午前10時～午後5時 小雨実施
4	会 場	旧佐渡市新穂行政サービスセンター跡地 「ポケットパーク」
5	出店対象者	出店の対象はアマチュアの方です。 プロ・業者の方、反社会的勢力に該当する方の出店は固くお断りいたします。 主催者側でプロ・業者、反社会的勢力と判断した場合は出店をお断りいたします。開催当日に判明した場合でも退店していただきます。 未成年者は16歳以上の申込は可能ですが、保護者の同伴または承諾が必要です。出店申込書の所定の欄に必ずご記入下さい。
6	販 売 品 目	家庭での不用品、手作り品などを販売することはできますが、酒類、飲食、食品など免許・営業許可が必要な物は販売できません。他にも法律で禁じられている物・コピー商品・ペット・くじなど主催者が適切でないと判断した物も販売できません。
7	申 込 方 法	「フリーマーケット出店申込書」を申込締切日までに新穂商工会へご提出下さい。受付は先着順となります。(全40区画)
8	申 込 締 切 日	令和元年8月30日(金) 午後5時(必着) ※定員に達した場合は締切日前であっても受付を終了いたします。 ※申込期限後や開催当日の受付はいたしません。
9	出 店 料	1区画(間口1.8m×奥行1.8m)につき 1,000円 ※出店料は申込時に現金または振込によりお支払いください。 ※主催者の都合、雨天による中止以外、出店料の払い戻しはしません。
10	出店料振込先	新潟県信用組合畑野支店 普通預金 口座番号 0003983 新穂商工会 会長 渡辺 秀一
11	貸 与 品	夕映え市出店者との公平性を保つため、テント、店名板、テーブル、イス等の備品貸与や電気、水道の供給は一切ありません。
12	出 店 許 可	9月下旬に出店を許可された方に 資料を郵送します。 出店許可証・通行許可証等当日必ずご持参ください。
13	地 割 り	主催者に一任願います(予定を超過した場合は、調整の可能性あり)
14	商 品 等 の 搬 入 ・ 搬 出	(1) 搬入は、原則当日の午前7時～9時までの間とします。 物品等の管理は各自の責任において行って下さい。 (盗難・紛失等について主催者側は一切責任を負いません。) (2) 搬入車両は、通行許可証の提示があれば会場内へ進入できます。 ただし、午前9時以降は車両での搬入並びに販売はできません。 速やかに指定の駐車場に移動させて下さい。(違法駐車厳禁) (3) 原則全日程終了(午後5時頃予定)まで出店いただきます。 搬出作業は全日程終了後行って下さい。
15	注 意 事 項	ゴミは各自責任を持って処理して下さい。 小雨でも実施します。雨除けテント、敷物等は各自ご準備願います。
16	お 問 合 せ 先	〒952-0106 佐渡市新穂瓜生屋99-2 新穂商工会 電話：0259-22-2166 FAX：0259-22-3836 Eメール：niibosyoko@shinsyoren.or.jp